

総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

那須烏山市地域防災計画（以下「計画」という。）は、那須烏山市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び那須烏山市防災会議設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第43号）第3条の規定に基づき、防災基本計画（中央防災会議）及び栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、那須烏山市防災会議が策定するものであり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第3 計画の体系

この計画は、本市の地域における風水害等及び震災の対策を体系化したものであり、総論、風水害等対策編、震災対策編、付編、原子力災害対策編及び資料編から構成される。

第4 修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第5 計画の理念

市では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、本章第6節第1「課題と目指す方向」（P24）に掲出した方向に向かい、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第2条の基本理念に沿う形で、基本法第13条の規定に基づき定められた栃木県国土強靱化地域計画も大いに参考にしながら、総合的かつ計画的に推進する。

第6 計画の見直しの視点

平成27年9月関東・東北豪雨では、栃木県初の大雨特別警報が発表され、県内において土砂崩れや床上・床下浸水が発生するなど甚大な被害が発生したところである。

さらに、平成28年熊本地震では、2度の大規模地震発生に伴い、避難生活が長期化するなど、他県の事例とはいえ、本市においても大変教訓とすべき災害が発生したところである。

本市では、過去の災害から得られた教訓等を踏まえるとともに、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目について改定を行うものとする。

- (1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた対策
- (2) 平成27年9月関東・東北豪雨の課題を踏まえた対策
- (3) 平成28年4月熊本地震の課題を踏まえた対策

資料編	◆ 那須烏山市防災会議委員名簿	P 298
	◆ 那須烏山市防災会議設置及び運営条例	P 360

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 市

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、市の責務が十分に果たされるよう、協力を行う。

2 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 市	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等国、県と連携をとりながら災害に強い地域づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 防災行政無線の整備、運用、点検</p> <p>(8) 県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(9) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(10) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(12) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立</p> <p>(3) 災害救助法の適用要請</p> <p>(4) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(7) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(8) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(10) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(11) 防犯、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(12) 住民への広報活動</p> <p>(13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(14) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</p> <p>(8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>(9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(10) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(11) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>(13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</p> <p>(3) 専門家等の派遣要請</p> <p>(4) 災害救助法の運用</p> <p>(5) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(8) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(9) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(11) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(13) 県民への広報活動</p> <p>(14) ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(15) 県外避難者の受入れに対する総合調整</p> <p>(16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限</p> <p>(17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</p> <p>(18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>(5) 損害賠償の請求等に係る支援</p>

	(6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

3 警察

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 警 察 署	1 災害情報に関する事。 2 被災者の救出救護に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 遺体の検視に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 交通信号施設等の保全に関する事。 7 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 8 火薬類、銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関する事。

4 消防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
南那須地区広域行政事務組合 消防本部那須烏山消防署	1 災害予防対策 (1) 消防力の維持・向上に関する事。 (2) 市と共同での地域防災力の向上に関する事。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (2) 救助救出活動及び消火活動に関する事。 (3) 浸水被害の拡大防止に関する事。 (4) 避難誘導活動に関する事。 (5) 行方不明者等の捜査に関する事。 (6) 危険物施設等の被害拡大防止活動に関する事。 (7) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。
那 須 烏 山 市 消 防 団	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上に関する事。 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力に関する事。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (2) 消火活動及び水防活動に関する事。 (3) 避難誘導活動に関する事。 (4) 行方不明者等の捜査に関する事。 (5) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。

<p>関東財務局 (宇都宮財務事務所)</p>	<p>1 災害における金融上の措置に関すること。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</p> <p>2 地方公共団体に対する融資に関すること。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。</p> <p>3 国有財産の管理、処分に関すること。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</p>
<p>関東信越厚生局</p>	<p>健康福祉に係る事務について、県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。</p>
<p>関東農政局</p>	<p>1 災害予防</p> <p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。</p> <p>(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(3) 主要食糧の需給調整に関すること。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。</p> <p>(6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。</p> <p>(7) 農産物等の安全性の確認に関すること。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>(3) 風評被害対策に関すること。</p>
<p>関東森林管理局</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p> <p>3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること。</p>
<p>関東経済産業局</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること。</p> <p>2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
<p>関東運輸局 (栃木運輸支局)</p>	<p>1 運輸事業の災害予防に関すること。</p> <p>2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む。）等に関する指導、調整に関すること。</p> <p>3 運輸事業の復旧、復興に関すること。</p>

<p>東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるように努めること。 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと。 5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
<p>関東総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関すること。
<p>栃木労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山関係を除く。)に関すること。 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
<p>関東地方整備局</p>	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、監理を行うほか次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。

	<p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
国土交通省 常陸河川国道事務所	<p>1 那珂川の整備に関すること。</p> <p>2 那珂川の維持管理に関すること。</p> <p>3 水防訓練に関すること。</p> <p>4 那珂川の水防活動に関すること。</p> <p>5 那珂川の水位情報及び水防警報に関すること。</p> <p>6 那珂川の浸水危険区域の周知に関すること。</p> <p>7 那珂川の災害時における復旧資材に関すること。</p> <p>8 那珂川の災害時における応急工事等に関すること。</p> <p>9 那珂川の災害復旧工事に関すること。</p> <p>10 河川の水質事故に関すること。</p> <p>11 那珂川の河川管理施設の点検に関すること。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。</p> <p>2 遭難航空機の捜索、救助に関すること。</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>

6 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本郵便株式会社関東支社 (鳥山郵便局) (鳥山仲町郵便局) (小木須郵便局) (七合郵便局) (向田郵便局) (南那須郵便局) (下江川郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</p> <p>3 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p>
日本赤十字社栃木県支部	<p>1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。</p> <p>2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。</p> <p>3 義援金品の募集、配分に関すること。</p> <p>4 日赤医療施設の保全に関すること。</p> <p>5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。</p>

日本放送協会宇都宮放送局	<p>1 情報の収集 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <p>2 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <p>3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供</p> <p>4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</p>
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	<p>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関する事。</p> <p>2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回に関する事。 (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配を行う事。</p> <p>3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事。</p> <p>4 死傷者の救護及び処理に関する事。</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡に関する事。</p> <p>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理に関する事。</p>
東日本電信電話(株) 栃木支店	<p>1 平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事。</p> <p>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事。</p> <p>3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事。</p> <p>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。</p> <p>5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事。</p>
東京ガス(株)宇都宮支社	<p>1 ガス施設の安全、保全に関する事。</p> <p>2 災害時におけるガスの供給に関する事。</p>
日本通運(株)宇都宮支店	<p>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	<p>電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	<p>1 原子力施設の防災管理に関する事。</p> <p>2 従業員等に対する教育、訓練に関する事。</p> <p>3 関係機関に対する情報の提供に関する事。</p> <p>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。</p> <p>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。</p> <p>7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。</p> <p>8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事。</p>

KDDI(株)小山テクニカルセンター ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関する事 2 災害時における通信のそ通の確保に関する事
(株)NTTドコモ 栃木支店	1 移動通信施設の運用と保全に関する事 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
一般社団法人栃木県エルピーガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関する事 2 災害時におけるガスの供給に関する事
株式会社栃木放送 株式会社とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関する事 2 情報の収集に関する事 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関する事 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関する事 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関する事 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
株式会社エフエム栃木	上記1～6の項目の他、緊急告知ラジオ業務委託に関する事
一般社団法人栃木県医師会 公益社団法人栃木県看護協会	災害時における救急医療活動に関する事
栃木県土地改良事業団体連合会 烏山土地改良区協議会 南那須土地改良団体協議会	水門、水路の操作に関する事

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
JANAす南、那須南森林組合等農林業関係団体	1 市が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関する事
那須烏山商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関する事 2 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 3 災害時における負傷者等の医療と助産救助に関する事 4 被ばく医療への協力に関する事 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事

那須烏山市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関する事。 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関する事。 3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関する事。 4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関する事。
自治会等	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関する事。 2 市が行う災害応急対策についての協力に関する事。
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事。
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関する事。
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事。
(一社)栃木県バス協会	災害時における車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。

第3節 那須烏山市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

那須烏山市は、平成17（2005）年10月1日に那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、誕生した。

本市は、栃木県の東部に位置し、西は高根沢町、北はさくら市、那珂川町、南は市貝町、茂木町、東は茨城県常陸大宮市と接する県境にあり、総面積は174.35km²で県全体の2.72%を有している。

首都東京から約110km、県都宇都宮から約29km離れ、東北、常磐両自動車道とも、それぞれ約50kmの距離にある。道路は、国道2本と主要地方道7本があり、国道293号は市の北部を東西に、国道294号は市の中心部を南北に走っている。特に、国道294号と県道宇都宮那須烏山線が交差する市内の中心部は、栃木県東部の交通の要所となっている。

鉄道は、JR烏山線が市内を東西に走り、市内に5つの駅があり、烏山駅から宇都宮へ約50分で結ばれている。

2 自然・気候

地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流している。那珂川右岸には丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流している。

気候は、典型的な内陸型気候で、年間平均気温は13度前後、年間降水量は約1,300mmで寒暖の差は大きいものの、台風や洪水、地震等の自然災害は少なく、全体的には温暖で生活しやすい地域といえる。

3 地質の概要

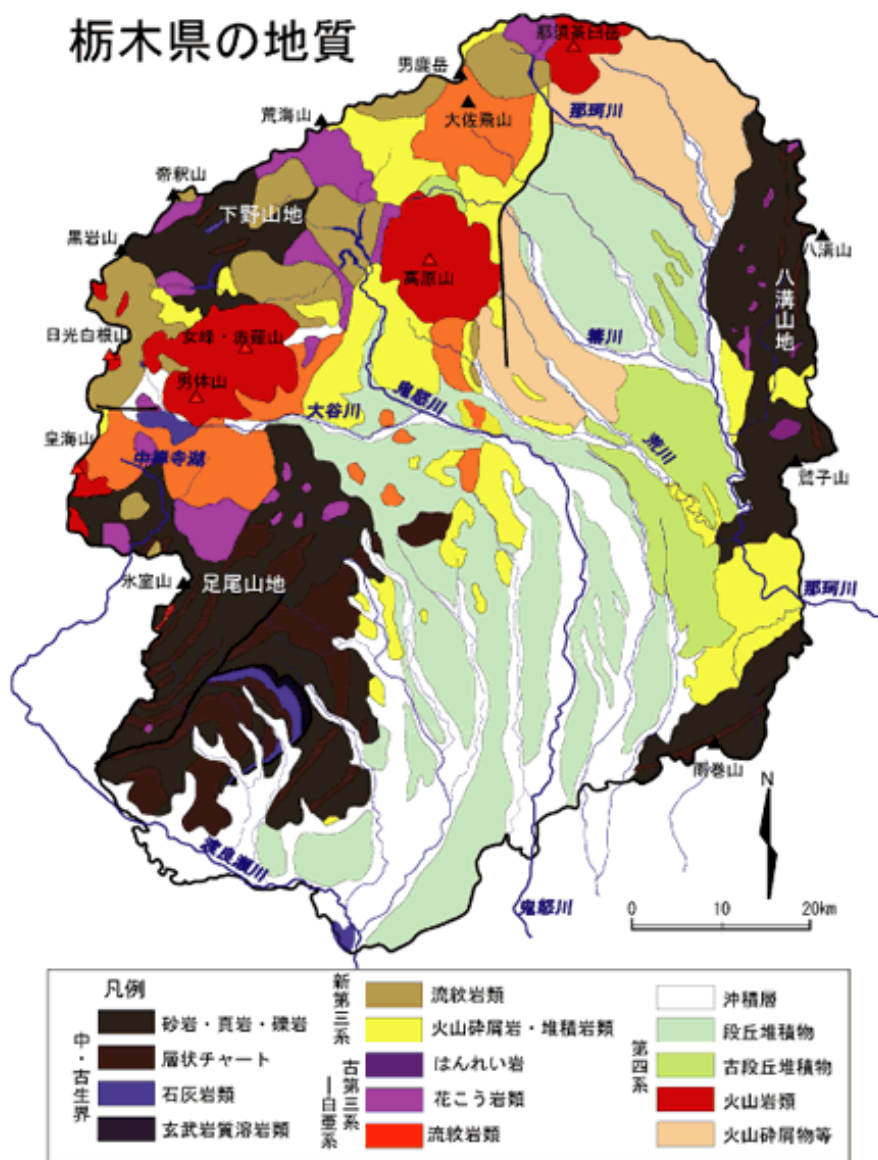
本市の地質は、上記の2の自然・気候にも述べたとおり、那珂川をはさみ、東側は八溝山系、北西側には、喜連川丘陵地帯がある。

八溝山系は、福島県・茨城県境に位置し、標高1,022mの八溝山を主峰とし、南方に行くに従い順次低くなっていく。これらの山地は、主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地価には花崗岩類が広く伏在しており、また、新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

喜連川丘陵は高原火山南東斜面にはじまり、矢板、喜連川を経て益子付近まで達している。主に礫層や火砕流堆積物よりなる。

一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

栃木県の地質



参考文献 阿久津純(2002)：栃木県自然環境基礎調査－栃木県の概要，栃木県の地形地質－，1-11
奥野充ほか(1997)：北関東，高原火山の約6500cal yr BPの噴火，火山，42巻，6号，393-402

4 活断層

(1) 活断層の概要

日本列島の地下では、一般に東西方向、又は北西－南東方向の強い圧縮の力がかかっており、そのため陸域において、大きな地震が発生することがある。国の調査研究によると、陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤は、地下15～20km程度であり、それより深いところでは、温度が高いため、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こらず流動的に変形してしまうと考えられている。したがって、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が浅いため、マグニチュード7.0程度以上の地震が発生した場合、断層運動が地表面まで達して、地表にずれを生じることが多い。地形や地質の調査から地表をずらした断層では、少なくとも過去数10万年にわたって、そのようなずれが累積してきたことが分ってきている。これは、そこで何度も大地震が発生してきたことを意味しており、今後も大地震が繰り返し発生すると考えられる。このように、過去の活動を繰り返し、今後もその可能性がある断層を活断層という。

(2) 本市を取り巻く活断層の状況

① 活断層の可能性のある箇所

日本における活断層の可能性のある箇所は、「[新編]日本の活断層」(活断層研究会編)にまとめられており、これによると栃木県の状況は以下の表のとおりである。

なお、日本の陸域及び沿岸域には約2,000の活断層が分布していると言われており、国はこれらの中で大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい断層又は断層帯を主要97断層帯として選定しているが、栃木県においては関谷断層のみが主要97断層帯の一つとして位置づけられており、本市内にある「烏山町東方断層」は確実度Ⅲであり、また、隣接する茨城県には、本市に影響ある活断層は見つかっていない。

断層名	確実度	活動度	長さ(km)
那須湯本北	Ⅱ		10
関谷断層	Ⅰ	A	40
湯本塩原断層群	Ⅰ	B	5
五十里湖南	Ⅲ		4
土呂部川下流	Ⅲ		3
帝釈山南	Ⅲ		7
中禅寺湖北西	Ⅱ	C	8
古峯原西方	Ⅲ	B～C	3
内ノ籠断層	Ⅱ	B～C	5
烏山町東方	Ⅲ		5

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実なもの 活動度 A：均変位速度 1 ～10 m/1000年

Ⅱ：活断層であることが推定されるもの B：平均変位速度0.1 ～ 1 m/1000年

Ⅲ：活断層の可能性のあるもの C：平均変位速度0.01～ 0.1m/1000年

② 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要97活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から平成14年度にかけて(独)産業技術総合研究所により現地調査が行われてきた。その調査結果を元に、文部科学省にある地震調査研究推進本部が分析を行ってきたが、平成16年5月に関谷断層の評価が国の正式見解として公表された。同評価の最新の評価は次のとおりである。

ア 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2600～4100年と推定される。

なお、1683年に発生した日光地震に、この断層の関連が指摘されている。

イ 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が一つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項 目	将来の地震発生確率
今後 30年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後 50年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ 0 % ~ 0.004%

※ 今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：主要活断層帯の長期評価による地震発生確率値(2015年1月1日時点)

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成27年10月1日現在（国勢調査：確定値）27,047人である。人口の減少が著しく、0～14歳人口は全体の10.6%、65歳以上人口は全体の33.1%、1世帯あたり人員の低下、こういった少子化、高齢化、核家族化の傾向が顕著である。特に、高齢者人口比率の急激な伸びは、「3人に1人は高齢者」となっています。したがって、本計画策定にあたっての災害時における要配慮者対策は、重要な課題と位置付けられる。

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	平成22年	平成27年
	烏山町	南那須町	烏山町	南那須町	烏山町	南那須町	那須烏山市	那須烏山市	那須烏山市
総人口 (人)	21,058	12,641	20,288	13,247	19,408	13,382	31,152	29,206	27,047
男(人)	10,243	6,202	9,931	6,516	9,510	6,571	15,265	14,335	13,340
女(人)	10,815	6,439	10,357	6,731	9,898	6,811	15,887	14,871	13,707
0～14歳 (人)	3,954		3,297		2,732		3,855	3,339	2,856
15～64歳 (人)	13,447		12,651		11,840		19,182	17,594	15,241
65歳以上 (人)	3,657	2,100	4,340	2,580	4,836	2,912	8,113	8,248	8,950
高齢者 人口比率 (%)	17.4	16.6	21.4	19.5	24.9	21.8	26.0	28.3	33.1
世帯数 (世帯)	5,811	3,130	5,891	3,472	5,888	3,746	9,669	9,586	9,407
1世帯あ たり人員 (人)	3.62	4.0	3.44	3.8	3.29	3.6	3.22	3.05	2.88

2 産業

(1) 就業人口

就業者数は、14,481人〔15,927人〕（平成22年国勢調査）で県内就業者の1.48%〔1.6%〕を占めている。

産業別就業者の比率は、第1次が11.0%〔12.9%〕、第2次が32.7%〔35.8%〕、第3次が52.1%〔51.3%〕、分類不能産業が4.2%となっており、県全体（平均）と比べ第1次の比率が高いという特徴があるが、年々第3次の比率の高まりがうかがえる。 ※〔〕内の数値等は、平成17年国勢調査の数値

また、合併当時の産業別総生産額の比率は、第1次が6.9%、第2次が35.6%、第3次が57.5%となっており、県全体と比較し、第1次及び第2次産業の比率が高い状況となっている。

第1次産業就業比率は、全国及び県平均に比べるとまだ高い状況にあるものの、減少傾向が著しく、国土保全と食料供給を考えると、その確保は今後の課題といえる。

(2) 農林業

農業は、稲作と養豚、乳用牛、肉用牛などの畜産が主となっているが、全体の産出額は減少傾向にある。近年は、首都圏農業が推進され、トマト、いちご、なし等の園芸、観光農園や直売所等が盛んになっている。一方では、担い手の減少、従事者の高齢化等、農業生産を取り巻く環境は厳しさを増している。

林業は、烏山地区を中心としてスギやヒノキの植林地が多く、八溝材生産の拠点であるとともに、シイタケやワサビなどの特産林産物の生産も盛んな地域となっているが、近年、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化など、林業を取り巻く環境は一層厳しさを増しているといえる。

(3) 工業

元来、烏山和紙など伝統的工業が存し、高度経済成長や工業化の進展に併せて、昭和50年以降、富士見台工業団地や烏山東工業団地が開発・分譲され、県内外からの企業誘致に成功し、地域産業に占める機械や電気工業等の割合が高まった。

しかし、最近では、経済状況による産業の空洞化等により、事業所数や製造品出荷額の減少、企業立地の低迷など工業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。

なお、近年は、近接する宇都宮テクノポリスセンター地区に「とちぎ産業創造プラザ」が整備され産学官連携による新事業創出に向けた動きが芽生えるなど、新しい動きも活発化している。

(4) 商業・サービス業

個人消費の低迷に加え、周辺都市に大型商業施設の立地・モータリゼーションの進展による生活圏の広域化などにより、宇都宮市やさくら市・高根沢町（塩谷地区）へ購買が流出しているため、小売店舗数や商品販売額は近年減少傾向にある。

この結果、中心市街地の集客力は衰退し、空き店舗が目立つなど、かつての「まち」の賑わいは減少しており、商店街の活性化が大きな課題となっている。

(5) 観光関連

那珂川県立自然公園をはじめ、日本の原風景といえる豊かな自然景観や那珂川、荒川、温泉、歴史伝承施設、都市農村交流施設（農業体験施設、農産物直売所等）及び国指定の重要無形民俗文化財である「烏山の山あげ行事」など豊富な観光資源を有しており、これらの活用によって今後はさらなる発展の可能性を有している。

特に「烏山の山あげ行事」は、平成28年11月30日（日本時間12月1日未明）、エチオピアのアドイスアベバで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の政府間委員会において、本行事を含む全国33の祭礼行事、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

本市における観光客入込数は、平成22年では約64万人余でしたが、平成27年においては約47万人となり、減少傾向となっている。

第4節 過去の主な災害

第1 本市及び本市周辺における過去の主な災害

年 月 日	原 因 (地 域)	概	要
昭和41. 9. 25 (1966年)	台 風 2 6 号	南那須町 総合運動場流失	
昭和46. 3. 17 (1971年)	火 災	烏山町宮原 全焼44、部分焼2、負傷5、損害額31,525千円	
昭和56年7月 (1981年)	豪 雨 (県 央、 県 東 部)	住家全壊1、半壊1、床上浸水174、床下浸水511、被災者165世帯504人 農林水産業施設217、公共土木施設173、その他の公共施設5、その他54 被害総額1,118,104千円 (県全体の被害)	降水量(14日) 烏 山 51mm
昭和57. 9. 12 ～9. 13 (1982年)	台 風 1 8 号 (全 域)	重傷1、軽傷4、全壊1、半壊2、一部破損13、床上浸水187、床下浸水1,841、被災者209世帯685人 農林水産業施設 1,924,095千円 公共土木施設1,264箇所 6,990,216千円 農産被害 3,929,110千円 林産被害 3,012千円 その他の被害 3,515,946千円 被害総額 16,362,379千円 (県全体の被害)	降水量(12日) 100mm以上 最大風速(12日) 烏 山 E 13m/sec
昭和61. 8. 4 ～8. 5 (1986年)	台風10号及びその後の低気圧による大雨 (県下全域)	死者6、重軽傷者66、全壊家屋37、半壊家屋100、床上浸水1,849、床下浸水4,965、県災害対策本部8月5日10時10分設置、災害対策本部設置市町村数17、災害救助法適用市町村数3 (県全体の被害)	台風がもたらした高温多湿な気流によって低気圧に伴う前線が活発化したことと、低気圧の移動速度が遅くなったことが相まって、総雨量が300～400mmという多量の雨が広い地域で降った。 降水量 烏山 (4日) 157mm (5日) 146mm (合計) 303mm
昭和62. 4. 1 ～4. 16 (1987年)	凍 霜 害 (足利市、佐野市、鹿)	農産被害 (なし、麦類等) 3,628,800千円 (県全体の被害)	高気圧におおわれ、上空には強い寒気も入り放射冷却が

	沼市、今市市、大田原市、西方村、栗野町、南那須町、烏山町、小川町、湯津上村、黒羽町、田沼町、葛生町)	葛	加わって各地で最低気温が氷点下まで下がった。
平成元. 8. 6 ～8. 7 (1989年)	台風13号 (県央、県北、県東部)	床下浸水3、道路41、河川65、電話555回線 農林水産業施設 13,000千円 公共土木施設 897,783千円 その他の公共施設 220千円 農産被害 168,370千円 その他 35,100千円 被害総額 1,114,473千円 (県全体の被害)	降水量(6日) 烏山 63mm
平成2年 3月下旬 ～4月上旬 (1990年)	低温 (県全域)	3月下旬から4月上旬にかけて、最低気温が氷点下となる日が数日あり各地で降霜があった。このため、暖冬で平年に比べやや生育の進んでいた麦類に幼穂凍死等の被害が発生した。 総被害面積 2,312ha 総被害金額(農産被害) 1,354,399千円 (県全体の被害)	最低気温 烏山 3/22 -2.6 3/26 1.2 3/27 -2.7 4/5 -0.8 4/6 -1.4 4/7 -1.4
平成3. 9. 18 ～9. 19 (1991年)	台風18号 (県全域)	軽傷1、全壊1、床上浸水2、床下浸水168、非住家27、被災者3世帯11人、文教施設1、道路118、橋梁3、河川151、砂防1、崖崩れ51、電話412回線 公共文教施設 5,553千円 農林水産業施設 945,000千円 公共土木施設 2,154,554千円 その他の公共施設 22,418千円 その他 576,300千円 被害総額 3,703,825千円 (県全体の被害)	降水量(19日) 烏山 151mm
平成5. 8. 26 ～8. 28 (1993年)	台風11号 (県全域)	床下浸水29、非住家1、道路141、橋梁3、河川541、砂防32、崖崩れ4、電話143回線 農林水産業施設 182,000千円 公共土木施設 12,239,000千円	降水量(27日) 烏山 104mm

		その他の公共施設 12,381千円 農産被害 262,049千円 その他 595,500千円 <hr/> 被害総額 13,290,930千円 (県全体の被害)	
平成9. 6. 19 ～6. 20 (1997年)	台風7号 (概ね県全域)	床下浸水12、道路38、河川233、砂防14、崖崩れ16、電話57回線 農林水産業施設 130,614千円 公共土木施設 4,700,000千円 農産被害 56,577千円 林産被害 312千円 その他 173,200千円 <hr/> 被害総額 5,060,703千円 (県全体の被害)	降水量(20日) 烏山 108mm
平成10. 8. 26 ～8. 31 (1998年)	平成10年8月 月末豪雨災害 (県下全域)	死者5、行方不明者2、軽傷者19、全壊家屋45、半壊家屋50、床上浸水486、床下浸水2,362、県災害対策本部8月27日14時00分設置、災害対策本部設置市町村数17、災害救助法適用市町村数4 (県全体の被害)	台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった所が多かった。 降水量・烏山 (27日) 18mm (合計) 232mm
平成11. 7. 11 ～7. 14 (1999年)	大雨 (概ね県全域)	軽傷1、全壊1、半壊14、一部損壊7、床上浸水24、床下浸水293、非住家20、被災者38世帯151人、田の流出・埋没2.3ha、道路89、橋梁4、河川279、砂防12、崖崩れ120、水道19戸、電話245回線 公共文教施設 38,574千円 農林水産業施設 1,223,641千円 公共土木施設 6,145,524千円 その他の公共施設 7,284千円 その他 1,944,559千円 <hr/> 被害総額 9,359,582千円 (県全体の被害)	降水量 烏山 (12日) 39mm (13日) 84mm (14日) 174mm
平成14. 7. 10 ～7. 11 (2002年)	台風6号 (概ね県全域)	床下浸水(南那須町)2、(烏山町)2、被災者(南那須町)1世帯1人、(烏山町)1世帯5人	

平成14. 10. 1 ～10. 2 (2002年)	台風21号 (概ね県全域)	南那須町災害警戒本部設置、被災者(南那須町) 1世帯2人、土砂崩れ(南那須町) 1	
平成23. 3. 11 (2011年)	東日本 大震災	死者2、重傷者2、全壊家屋66、大規模半壊家屋 17、半壊家屋116、一部損壊家屋2,877、市内全域 が約24時間停電、断水が930世帯、仮設住宅20戸建 設、13:00災害対策本部設置、災害救助法適用(那 須烏山市の状況)	午後2時46分、宮城 県沖を震源とし日本 における観測史上最 大規模のマグニチュード`9. 0を観測し死者・行方 不明者2万人、建築物 の全半壊は38万戸以 上の被害をもたらした。本市も震度6弱 を記録した。
平成23. 9. 21 (2011年)	台風15号 (概ね県全域)	15:00災害対策本部設置、21:40城東表地区に避難 勧告発令、避難者数8箇所124名、床上浸水19戸、 床下浸水28戸、道路被害85件、農地被害300件、県 河川被害15件(那須烏山市内の状況)	降水量 那須烏山観測所 233mm 水位 那珂川小口観測所 6m11 荒川橋観測所 5m38
平成25. 9. 15 ～9. 16 (2013年)	台風18号 (概ね県全域)	9/15(日)16:00災害警戒本部設置、9/16(祝)14:20 同本部解散、床上浸水1戸、床下浸水1戸、道路 被害9件、農林業被害27件、増水・出水被害20件 (那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 180.5mm 日最大1時間降水量 58.5mm
平成25. 10. 15 ～10. 16 (2013年)	台風26号 (概ね県全域)	10/15(火)21:24暴風警報発令、翌日13:47同警報解除 10/15(火)16:00災害警戒本部設置、10/16(水)13:30 同本部解散、住家一部損壊1戸(那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 99.5mm 日最大風速 12.8m/s
平成26. 2. 14 ～2. 15 (2014年)	大雪 (県下全域)	2/15(土)3:59県内全域に大雪警報発令 農業施設被害(24,145千円) 農業作物被害(1,228千円) 上川井、熊田、三箇、志鳥、下川井、藤田、南大 和久、白久の計8地区において2/15(土)10:47～ 20:05停電	降雪量(最深積雪) 宇都宮市 32cm 日光市土呂部 129cm 那須 88cm
平成27. 9. 10 ～9. 11 (2015年)	台風18号 関東・東北豪雨 (概ね県全域)	9/9(水)18:44大雨警報発令、同日23:22大雨洪水警報発 令、翌9/10(木)0:20大雨特別警報発令、同日20:00大雨特 別警報・洪水警報解除。警報発令同時刻に災害警戒態勢に 入り、翌々日(9/11)16:00に解く。 自主避難3世帯6名(藤田4名、向田2名) 農業施設被害(1,500千円) 農業作物被害(2,965千円)	降水量 那須烏山観測所 139.0mm

第2 火災発生の状況

本市における平成27年中の火災発生状況は、出火件数12件、損害見積額4,525千円であり、過去からの推移を見ると、件数、被害見積額ともに減少傾向が見られ、防火に対する啓蒙・啓発が行われている結果であると分析するところである。

○ 火災出火件数等

年 別	出 火 件 数	建 物 火 災	林 野 火 災	車 両 火 災	そ の 他	焼損棟数			焼損面積		損害見積（千円）				死傷者	
						全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物 (㎡)	林 野 (a)	建 物	林 野	車 両	そ の 他	死 者	傷 者
18	15	8	2	0	5	5	1	0	436	60	21,934	0	0	0	0	3
19	20	6	6	0	8	6	0	0	4,415	87	268,229	0	56	0	1	0
20	21	12	2	1	6	7	4	7	679	7	24,182	0	352	63	2	0
21	19	12	1	0	6	12	5	6	1,266	10	73,194	0	50	0	2	3
22	22	16	2	2	2	20	1	9	1,527	31	42,518	221	254	51	0	3
23	19	14	2	0	3	15	0	8	1,584	15	95,642	0	0	0	0	0
24	18	10	1	3	4	6	2	2	447	3	19,397	0	1,755	2,820	1	2
25	27	6	6	0	15	9	0	4	745	734	13,847	0	0	6	1	1
26	17	9	4	0	4	7	0	5	544	204	10,646	0	38	0	1	6
27	12	5	1	1	5	6	0	5	299	5	3,629	0	896	0	0	0

出典：南那須地区広域行政事務組合消防本部「消防年報」

第5節 地震被害想定

本市周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、本市に被害を及ぼす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第1 那須烏山市内最大の被害を及ぼす地震の想定

1 地震規模、震源等の設定

栃木県で実施した地震被害想定調査の結果を参考に、本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模
想定那須烏山市直下地震	M6.9

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的考え方は、次のとおりである。

- (1) 本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、那須烏山市直下で地震が発生すると仮定する。

※ 決して、那須烏山市において大地震が発生しやすいということではない。

- (2) 国の首都圏直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。
- (3) 県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3としているが、本市では、被害規模の大きい那須烏山市直下に震源を想定したM6.9を参考とした。

2 発災ケース

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模が異なってくることが考えられるが、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなるケース、それ以外の項目（その他被害）はそれぞれの項目において最も被害の大きくなるケースとして、次のケース（季節・時刻等）を設定した。

被害区分	季節	時刻等	風速
建物被害	冬	深夜	10m/s
人的被害	冬	深夜	10m/s
その他被害	冬	18時	10m/s

【各ケース（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・一般的には、多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや商店等の滞留者や道路等の利用者が少ない。

冬18時・・・一般的には、住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。また、オフィスや商店等にも滞留者が多数存在する。

第2 被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

1 那須烏山市直下地震M6.9の被害想定

(1) 建物被害

(単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
	13	1,257	14	5	1,289

(2) 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	81	2	0	83
負傷者数	1,095	2	0	1,097
うち重傷者数	137	1	0	138

(3) ライフライン被害（直後）

上水道被害（断水人口）	23,135人
下水道被害（支障人口）	2,449人
停電被害（停電件数）	1,209軒
通信被害（固定電話不通回線数）	843回線

(4) 避難者数（当日・1日後）

(単位：人)

避難所避難者	避難所外避難者	合計
3,368	2,245	5,613

(5) 経済被害（直接被害額）

(単位：億円)

建物資産等	ライフライン 交通施設等	災害廃棄物
1,055	121	29.6

第3 想定結果に基づく取り組み

想定した「那須烏山市直下地震」が発生した場合には、最大で死者83人、負傷者1,097人（うち重症者138人）の被害が発生するものとされている。このような被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化等や必要となる食料等の備蓄に努めるものとする。

また、市民に対しては、住居における耐震化の必要性の周知や地震発生後の停電、断水等に備えた、日頃からの食料や暖房器具等の備蓄等に努めるよう啓蒙・啓発を行うものとする。

第6節 本市の災害対策の課題と目指す方向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、栃木県を含む東日本全域に未曾有の災害を引き起こしてから5年が経過し、平成27年9月には関東・東北豪雨の台風18号では県下の各地に大きな災害をもたらしたのは記憶に新しいところである。この教訓を踏まえ、社会基盤、都市基盤、治山治水施設の整備等による総合的なハード対策並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実化等によるソフト対策を組み合わせ、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 課題と目指す方向

東日本大震災や平成23年9月の台風15号災害、平成27年9月の台風18号における対策の課題を検証し、大規模、長期的な災害に対応し市民の生命、身体、財産の保護に努めてゆくことが大切である。

今後、本市において防災力の向上を図るためには、県と連携して、「要配慮者」に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治山治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、ハザードマップの整備や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

このような取組とともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第2 主な取組内容

1 高齢者など要配慮者に配慮した防災対策

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う要配慮者となることが想定されるため、こうした人々に配慮した個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認や自主防災組織・NPO等と連携を強化していくなどの防災対策を推進していく。

2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

東日本大震災や関東・東北豪雨のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の構築などの防災基盤の充実、相互応援協力体制の整備などを進める。

3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治山治水砂防対策

大規模な水害に対応するために、ハード、ソフト一体となった総合的な流域の安全度を確保し、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、市、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、「危険な所には極力住まない」という立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策を推進していく。